

株式会社ラストリゾート 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ラストリゾートと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. ベニヤ板類、木材、建築資材の販売、製材加工並びにその受託、仲介及び斡旋
2. 家具、工芸品、日用雑貨品の販売及び輸出入
3. 一般木材、集成材、合板等の木質パネル類、建築資材、その加工品等の企画、販売、仲介、輸出入並びにそれらに関する市場調査及びコンサルティング業務
4. 下記商品の輸出入、販売、卸売業
 - (1) 原木、木工機械及びその部品
 - (2) 医療品、医薬品、化学薬品、化粧品
 - (3) 食料品
 - (4) 衣料品
5. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
6. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
7. 介護保険法に基づく施設サービス事業
8. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
9. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を北海道札幌市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社は、その株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。ただし、代表取締役が当該株式譲渡の当事者となる場合には、株主総会の承認を受けなければならないものとする。

(基準日)

第8条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

(株主の氏名等の届出)

第9条 当社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、氏名又は名称、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。

2 前項の届出事項を変更したときも、同様とする。

第3章 株主総会

(招集時期)

第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

(招集権者)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集する。

(招集通知)

第12条 株主総会を招集するには、会日の1週間前までに、書面投票又は電子投票を認める場合は2週間前までに、議決権を行使することができる各株主に対して招集通知を發するものとする。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(株主総会の議長)

第13条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

2 社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(株主総会の決議)

第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第15条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第16条 当社に置く取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任)

第17条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第18条 取締役の解任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する他の取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び社長)

第20条 当社に取締役を2名以上置く場合には、取締役の互選により、代表取締役1名以上を定め、そのうち1名を社長と定める。

2 当社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を代表取締役とし、社長とする。

3 社長は、当社の業務を執行する。

(報酬等)

第21条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第22条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第23条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(剰余の除斥期間)

第24条 剰余金の配当がその支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額)

第25条 当会社に設立に際して出資される財産の価額は、金100万円とする。

2 当会社の成立後の資本金の額は、金100万円とする。

(最初の事業年度)

第26条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和5年9月末日までとする。

(設立時取締役)

第27条 当会社の設立時取締役は、次のとおりである。

設立時取締役 蒲原 史起

設立時代表取締役 蒲原 史起

(発起人の氏名ほか)

第28条 発起人の氏名、住所、発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及び設立時発行株式と引き換えに払い込む金銭の額は次のとおりである。

北海道札幌市豊平区中の島1条2丁目3番5-703号

発起人 蒲原史起 100株 金100万円

(法令の準拠)

第29条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社ラストリゾート設立のため、発起人の定款作成代理人である 行政書士法人B r i d g e 社員 小山尚輝 は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和4年10月2日

発起人 蒲原史起

上記発起人の定款作成代理人 行政書士法人B r i d g e 社員 小山尚輝